

資料編

策定の経過

年 月 日	内 容
令和3年 4月16日	令和3年度第1回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議作業部会 研修「子どもの貧困」について 講師：埼玉県福祉部少子政策課職員
4月26日	令和3年度第1回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会 議題（1）「事業概要」について （2）「今後のスケジュール」について
5月12日	令和3年度第2回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議作業部会 研修「子どもの貧困」について 講師：一般社団法人 彩の国子ども・若者支援ネットワーク
5月17日	令和3年度第3回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議作業部会 議題「子どもの生活実態調査案」について
5月24日	令和3年度第2回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会 議題「子どもの生活実態調査及び調査票」について
6月16日～ 7月7日	子どもの生活実態調査 内容：①就学前児童保護者 ②小学5年生・中学2年生児童生徒 ③小学5年生・中学2年生児童生徒の保護者 ④中学卒業以降の子ども（H15.4.2～H18.4.1） の市内在住者にアンケート配布・回収
6月29日	令和3年度第4回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議作業部会 議題（1）社会資源調査及び市立施設に対する「子どもの生活実態調査」 について （2）「子どもの貧困対策計画」章立て及び基本的な考え方について
7月12日～ 7月30日	子どもの生活実態調査 内容：⑤市内の子育て支援、子どもの学習支援、子ども食堂、フードパントリー、 外国人市民への支援に関連する各団体・グループにグループヒアリング ⑥公立保育所、市立小学校、市立中学校、学童保育所にヒアリングシ ートによる意見聴取
7月20日	令和3年度第1回上尾市子ども・子育て会議 議題「上尾市子どもの貧困対策計画」の策定について（概要）
7月26日	令和3年度第5回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議作業部会 議題（1）「計画第4章 施策の展開」について （2）「計画第5章 計画の推進」について
8月10日	令和3年度第3回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会 議題（1）「子どもの貧困対策計画案の経過報告」について （2）「9月議会報告案」について
8月31日	令和3年度第6回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議作業部会 議題（1）「計画第5章 計画の推進」について （2）「上尾市子どもの生活実態調査」集計結果の速報について

年 月 日	内 容
9月13日	令和3年度第4回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会 議題 (1)「全議員説明会(8月30日)」について (2)「子どもの生活実態調査」集計状況について
10月19日	令和3年度第7回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議作業部会 議題「子どもの貧困対策計画案」指標及び施策について
11月8日	令和3年度第5回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会 議題「子どもの貧困対策計画案」の経過報告について
11月16日	令和3年度第2回上尾市子ども・子育て会議 議題「上尾市子どもの貧困対策計画案」の経過報告について
令和4年 1月24日	令和3年度第8回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議作業部会 議題「上尾市子どもの貧困対策計画」の策定について
1月25日	令和3年度第6回子どもの貧困対策計画策定庁内検討会 議題「上尾市子どもの貧困対策計画」の策定について
2月28日	上尾市子どもの貧困対策計画策定を市長報告

上尾市子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議設置規程

(設置)

第1条 上尾市子どもの貧困対策計画（以下「対策計画」という。）の策定に当たり、その案を作成するため、上尾市子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 対策計画の案の作成に関すること。
- (2) 子どもの生活実態調査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策事業の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員長、副委員長及び委員4人をもって組織する。

2 委員長は、子ども未来部次長の職にある者（子ども未来部次長の職にある者が複数いる場合にあつては、子ども未来部子ども支援課の事務を分掌する子ども未来部次長の職にある者）をもって充てる。

3 副委員長は、健康福祉部次長の職にある者（健康福祉部次長の職にある者が複数いる場合にあつては、健康福祉部生活支援課の事務を分掌する健康福祉部次長の職にある者）をもって充てる。

4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討会議は、検討会議を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者等との協議)

第6条 検討会議は、その所掌事務を遂行するに当たり、関係者及び関係機関と協議することができる。

(協力要請)

第7条 検討会議は、その所掌事務の遂行上必要があるときは、関係機関に対し、資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

(報告)

第8条 委員長は、市長から要求があつたとき、又は必要があると認めるときは、検討会議における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(作業部会)

第9条 検討会議に、所掌事務に係る専門的事項を調査研究させるため、作業部会を置く。

2 作業部会は、部会員13人をもって組織する。

3 作業部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

4 部会員は、別表第2に掲げる課等に属する職員のうちから、それぞれ当該課等の長が指名した者をもって充てる。

5 部会員は、必要に応じて、作業部会の会議に当該部会員が属する課等の職員を同席させることができる。

6 第4条第1項の規定は部会長の職務について、第5条の規定は作業部会の会議について、それぞれ準用する。

7 部会長は、作業部会の会議が終了したときは、その経過及び結果を整理し、委員長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 検討会議及び作業部会の庶務は、子ども未来部子ども支援課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は委員長が、作業部会の運営に関し必要な事項は部会長が、それぞれ定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

市長政策室次長（市長政策室次長が複数いる場合にあっては、市長政策室秘書政策課の事務を分掌する市長政策室次長） 環境経済部次長（環境経済部次長が複数いる場合にあっては、環境経済部商工課の事務を分掌する環境経済部次長） 教育委員会事務局教育総務部次長（教育委員会事務局教育総務部次長が複数いる場合にあっては、教育委員会事務局教育総務部生涯学習課の事務を分掌する教育委員会事務局教育総務部次長） 教育委員会事務局学校教育部次長（教育委員会事務局学校教育部次長が複数いる場合にあっては、教育委員会事務局学校教育部学務課の事務を分掌する教育委員会事務局学校教育部次長）

別表第2 (第9条関係)

市長政策室秘書政策課 子ども未来部子ども家庭総合支援センター 子ども未来部保育課 子ども未来部青少年課 健康福祉部福祉総務課 健康福祉部生活支援課 健康福祉部健康増進課 環境経済部商工課 教育委員会事務局教育総務部教育総務課 教育委員会事務局教育総務部生涯学習課 教育委員会事務局学校教育部学務課 教育委員会事務局学校教育部指導課 教育委員会事務局学校教育部学校保健課

子どもの貧困対策計画委員等名簿

子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議名簿

(敬称略)

No.	所属	職名	氏名	役職
1	子ども未来部	次長	正木 由紀子	委員長
2	健康福祉部	次長	畑 健二	副委員長
3	市長政策室	次長	井上 雅文	
4	環境経済部	次長	荒井 正美	
5	教育総務部	次長	清水 千絵	
6	学校教育部	参事兼次長	関 孝夫	

子どもの貧困対策計画策定庁内検討会議作業部会名簿

(敬称略)

No.	所属	職名	氏名	役職
1	保育課	主幹	鈴木 正則	部会長
2	子ども家庭総合支援センター	主査	新田 武志	
3	青少年課	主事	小泉 翔太郎	
4	福祉総務課	副主幹	小坂 聡	
5	生活支援課	主任精神保健福祉士	磯部 奈緒子	
6	健康増進課	主査	梨本 悦子	
7	秘書政策課	主任	水城 祥冴	
8	商工課	主任	佐藤 周平	
9	教育総務課	副主幹	上山 英樹	
10	生涯学習課	主任	目黒 寛人	
11	学務課	主査	玉井 麻子	
12	指導課	副主幹	山田 絵美	
13	学校保健課	主査	弓田 枝里子	

アドバイザー

(敬称略)

聖学院大学 政治経済学部政治経済学科	准教授	若原 幸範
-----------------------	-----	-------

用語解説

○子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成。

○コミュニティ・スクール

公立学校と保護者、地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むための制度（学校運営協議会制度）。協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が各学校に設置する。主な役割は「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」「学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる」「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる」の3つ。

○さわやか相談員

いじめ、不登校その他の児童及び生徒の心の問題に係る相談員。

○主任児童委員

子どもや子育てに関することなど、児童福祉に関する支援を専門的に担当する民生委員・児童委員。

○スクールカウンセラー

埼玉県では、児童生徒の心理に関して高度で専門的な知識・経験を有する者を埼玉県スクールカウンセラーとして任用している。公立小・中・高等学校などに派遣され、教職員への助言・援助や児童生徒・保護者への支援及びカウンセリングを主な業務とする。

○スクールソーシャルワーカー

埼玉県では、教育分野と社会福祉等の専門的な知識を有する者をスクールソーシャルワーカーとして任用している。小・中学校の校長からの依頼や上尾市教育委員会が必要と認める場合などに派遣を行う。主な業務は、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築・連携、学校内におけるチーム体制の構築・支援、保護者や生徒への支援など。

○特定教育・保育施設

市が、施設型給付費の対象と「確認」する幼稚園・認定こども園・保育園のこと。

○ヤングケアラー

法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

上尾市子どもの貧困対策計画

令和4年3月発行

発行編集 上尾市 子ども未来部 子ども支援課
〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号
TEL:048-783-4962
FAX:048-774-5342

